

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について（最終答申）

平成26年8月12日

尼崎市子ども・子育て審議会

目 次

はじめに	・・・ 1
尼崎市の現状について	
1 幼児期の学校教育、保育の状況	
2 尼崎市の財政状況	・・・ 3
3 現在の利用者負担について	・・・ 5
（1）幼稚園保育料について	
（2）保育所保育料について	・・・ 6
ア 利用料金に係る阪神間各市の状況等	
イ 保育単価限度について	
尼崎市新利用者負担の検討	・・・ 7
1 国が示す新制度の利用者負担の考え方	
2 尼崎市新利用者負担の基本的な考え方	・・・ 8
3 具体的な保育料体系について	・・・ 9
A 1号認定子どもの保育料（幼稚園・認定こども園）について	
（1）公立幼稚園・私立幼稚園の利用者負担額について	
（2）階層区分・保育料の設定について	
（3）生活保護世帯、市民税非課税世帯の保育料について	・・・ 11
B 2号・3号認定子どもの保育料（保育所・認定こども園・地域型保育事業）に ついて	
（1）階層区分・保育料の設定について	
（2）年齢別保育料について	・・・ 12
（3）生活保護世帯、市民税非課税世帯の保育料について	
（4）保育標準時間と保育短時間の利用者負担額について	
（5）地域型保育事業の利用者負担額について	・・・ 13
4 経過措置について	
5 その他について	
おわりに	
（別紙）「新制度における尼崎市料金表（案）」	・・・ 15
（別紙2）「1号認定子どもの保育料設定検討例」	・・・ 20
（別紙3）「新たな国基準における保育料体系の超過負担額算出表」	・・・ 21
諮問書（写し）	・・・ 22
尼崎市子ども・子育て審議会委員名簿、同審議会利用者負担検討部会委員名簿	・・・ 23
尼崎市子ども・子育て審議会、同審議会利用者負担検討部会における審議経過	・・・ 25

はじめに

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」により、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援を総合的に進める「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)が、平成27年度から本格施行の予定とされており、この新制度の実施のためには、国は、消費税率の引き上げによる財源を新たに確保するとされております。

新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所等を通じた共通の給付(施設型給付・地域型保育給付)が創設され、尼崎市は、新制度の実施主体として、教育標準時間認定を受けた子ども(1号)、保育認定を受けた満3歳以上子ども(2号)、保育認定を受けた満3歳未満子ども(3号)ごとに利用者負担額を設定する必要が生じてきました。

そこで、尼崎市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)では、平成25年4月23日付け尼子育第400号・尼教幼第10001号により、尼崎市長と尼崎市教育委員会委員長から諮問を受け、「子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について」(以下「尼崎市新利用者負担」という。)の審議を行ってきました。

こうした状況を踏まえ、審議会では、国から示された「子ども・子育て関連3法」をはじめ、国の子ども・子育て会議や自治体向け説明会の資料について理解を深めながら、尼崎市の幼稚園保育料・保育所保育料の料金体系、公費負担と利用者負担の現状、市の財政状況、阪神間各市の利用者負担の状況や消費税率の改定に係る市民の負担感等、様々な観点から審議を進め、平成26年7月7日付けで、中間答申を行いました。

その中間答申を踏まえ、尼崎市は、利用者負担(素案)を作成し、市民意見公募手続や利用者負担(素案)の市民説明会を実施されており、審議会では、それらの市民意見の集約状況を参考にするなど、市民の意見の把握にも努めながら、さらに調査審議を行いました。

この度、これまでの審議会14回(利用者負担検討部会の8回を含む。)の審議結果を踏まえ、次のとおり、最終答申をいたします。

尼崎市の現状について

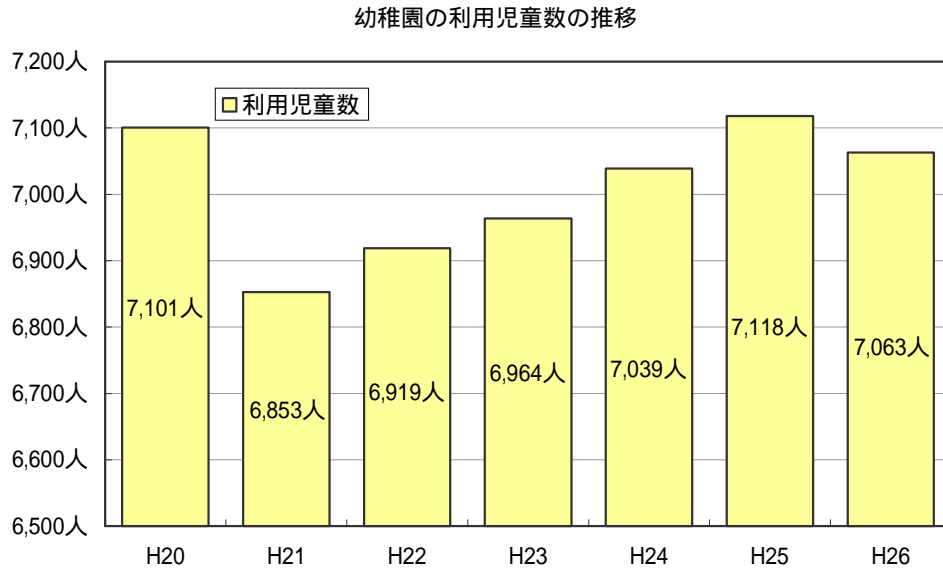
1 幼児期の学校教育、保育の状況

尼崎市には、平成26年5月1日現在、42の幼稚園があり、このうち公立で18園、私立で24園(認定こども園含む。)あり、幼稚園の入所者数は7,063人です。

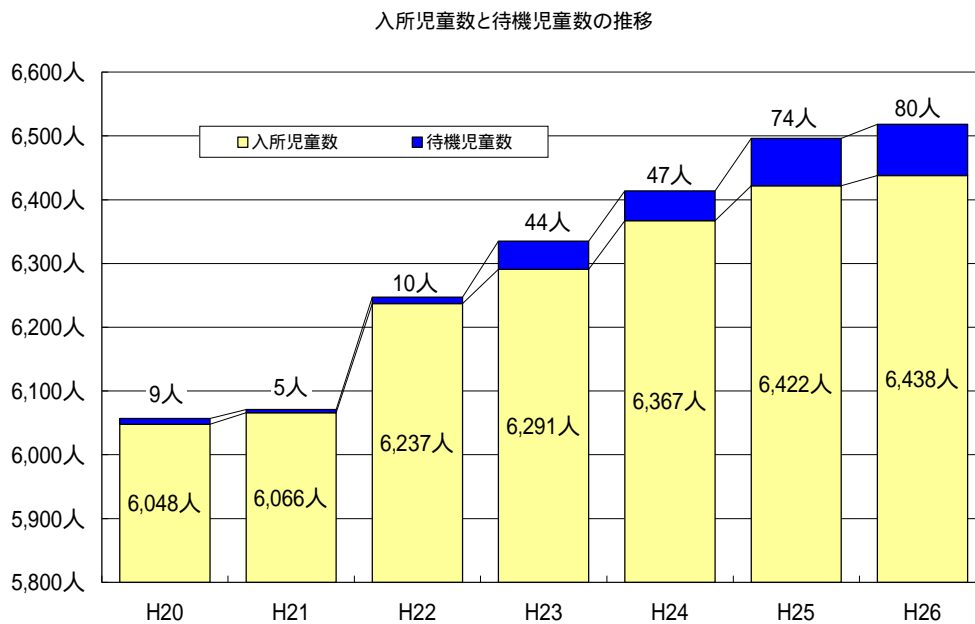
また、平成26年4月1日現在、認可保育所は81所あり、公立で25所、私立で56所あり、保育所の入所者数は6,438人です。

平成26年4月1日現在の保育所待機児童数は、80人ですが、平成25年12月に「待機児童対策プログラム」を策定し、平成27年4月1日時点の待機児童の解消に向け取り組んでいます。

(幼稚園の入所児童数の推移)



(保育所入所児童数と待機児童数の推移)



さらに、平成26年3月31日現在、認可外保育施設(事業所内保育施設を除く。)が17ヶ所、事業所内保育施設が16ヶ所あり、その2つの施設の合計の入所者数は443人です。

なお、平成26年5月1日現在、尼崎市の0歳～5歳児の児童数は23,321人で、幼稚園と保育所の入所者数は、0歳～5歳児のおよそ58%で、特に3～5歳児では、およ

その2%が通う施設となっております。

また、幼稚園と保育所の運営経費に占める公費負担・利用者負担の割合は、次のとおりとなっております。

(幼稚園と保育所の運営経費に占める公費負担・利用者負担の割合(H24))

	公立保育所 (0～2歳)	私立保育所 (0～2歳)	公立保育所 (3～5歳)	私立保育所 (3～5歳)	公立幼稚園 (4・5歳児)	私立幼稚園 (3～5歳児)
公費負担	87.7%	80.4%	74.8%	55.9%	83.8%	49.5%
保護者負担	12.3%	19.6%	25.2%	44.1%	16.2%	50.5%

注1 公立保育所の公費負担分については、障害児保育等の経費を含む。

注2 私立保育所の経費については、待機児童解消加算事業等の市負担分の補助金は含んでいない。

注3 公立保育所の0～2歳、3～5歳の経費は、私立保育所の運営費の0～2歳、3～5歳の割合で算出している。

注4 私立幼稚園の公費負担には、預かり保育分を含む。

2 尼崎市の財政状況

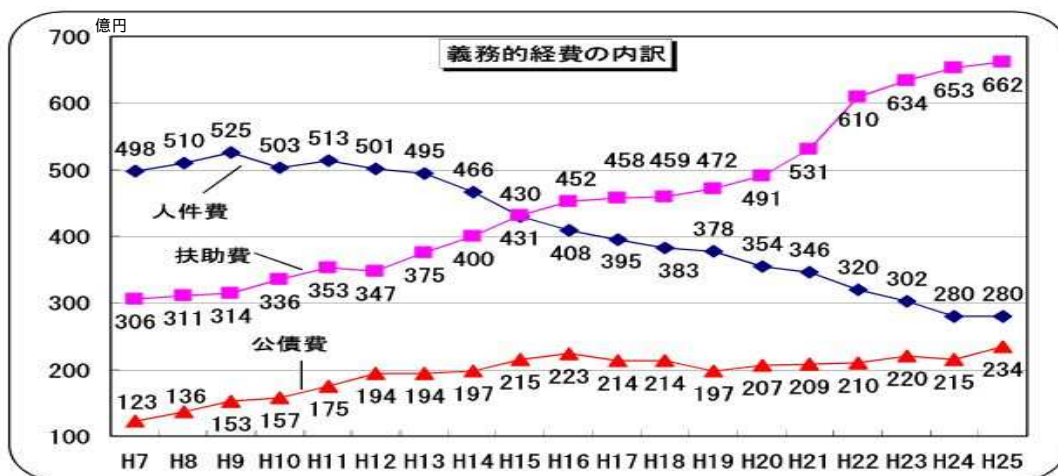
尼崎市は、これまで行財政の構造改善に取り組んできました。しかし、経済状況の低迷などにより、今後の収支状況については、多額の財源対策を講じなければ、歳入と歳出のバランスが取れていない状況にあり、大幅な収支不足が生じる見込みとなっております。

(1) 高い水準の義務的経費

義務的経費は、一般的には、人件費、扶助費、公債費などの経常的に支出せざるを得ない性質のものを指します。

尼崎市では、人件費は減少してきていますが、生活保護費などの扶助費、市債の償還である公債費は増加し、義務的な経費全体は、高水準であり(図1のとおり)、財政の硬直化が懸念される状況であります。

(図1)義務的経費(参照:あまがさき『未来へつなく』行財政基盤の確立に向けて - 平成25年4月 - P28)

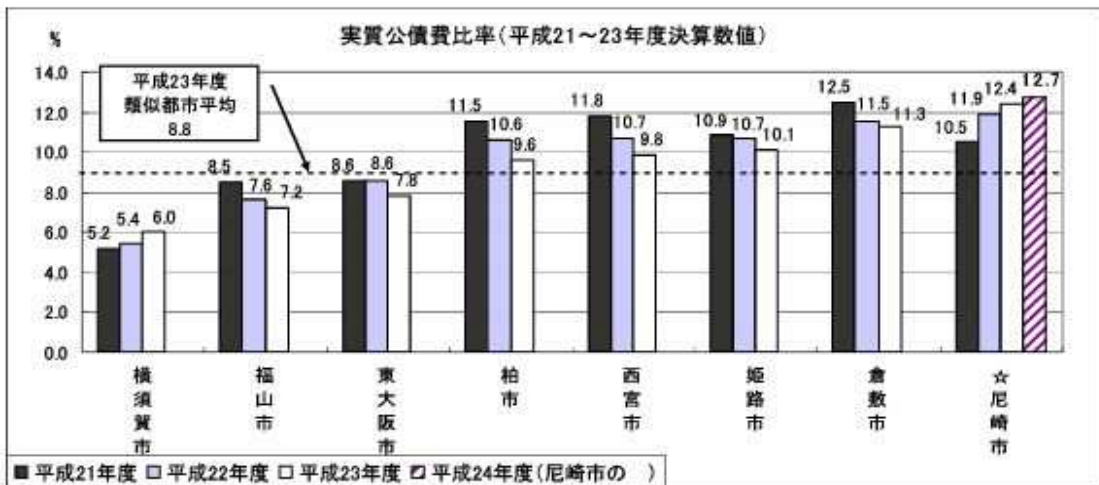


また、財政の健全性を示す指標である実質公債費比率は12.7% (平成24年度) (図2のとおり)、将来負担比率は155.6% (平成24年度) (図3のとおり)で推移しているという状況で、いずれも類似都市()である他の7市の中でも最下位(平成23年度)となっており、市債の残高についても2,671億円(平成24年度末)(図4のとおり)と同じく突出して高い状態となっています。

中核市の中で、人口規模や財政規模が類似している都市

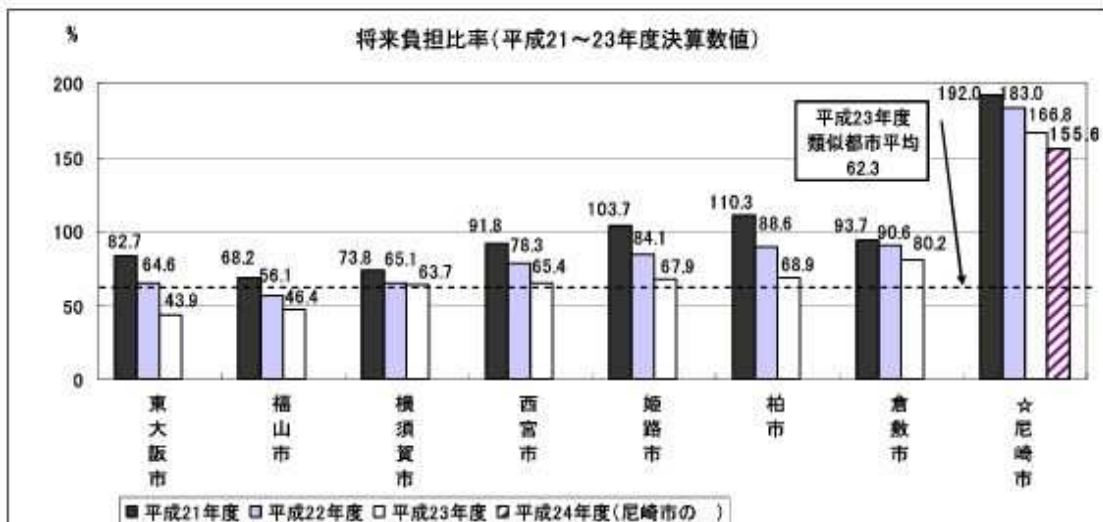
(図2) (参照:平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 P21)

実質公債費比率等



(図3) (参照:平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 P22)

将来負担比率



(図4) (参照:あまがさき『未来へつなぐ』行財政基盤の確立に向けて - 平成26年4月 - P32)

(参考) 類似中核市との市債残高比較



※ 類似中核市比較における比較においては、「普通会計」ベースで比較しているため、前ページの推移とは金額が異なる。

〔普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめた会計区分のことである。〕

震災復興、土地開発公社経営健全化のほか、財源対策に伴う多額の市債発行により、本市の市債残高は突出している。

これに伴い、公債費負担も非常に大きくなり、本市財政硬直化の一因となっている。

(2) 財政の健全化

尼崎市では、こうした財政状況を改善するため、行財政改革の取組が進められています。平成25年度以降においては、歳入に見合った歳出規模の実現を図ることを理念の1つとする「行財政改革計画 あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト～持続可能な行財政基盤の確立に向けて～」を策定し、さらなる財政の健全化の取組が進められているところです。

その計画の中でも、効果的・効率的な行財政運営を図ることを柱の1つに立て、受益と負担の公平性の確保に向け検討するとされています。

3 現在の利用者負担について

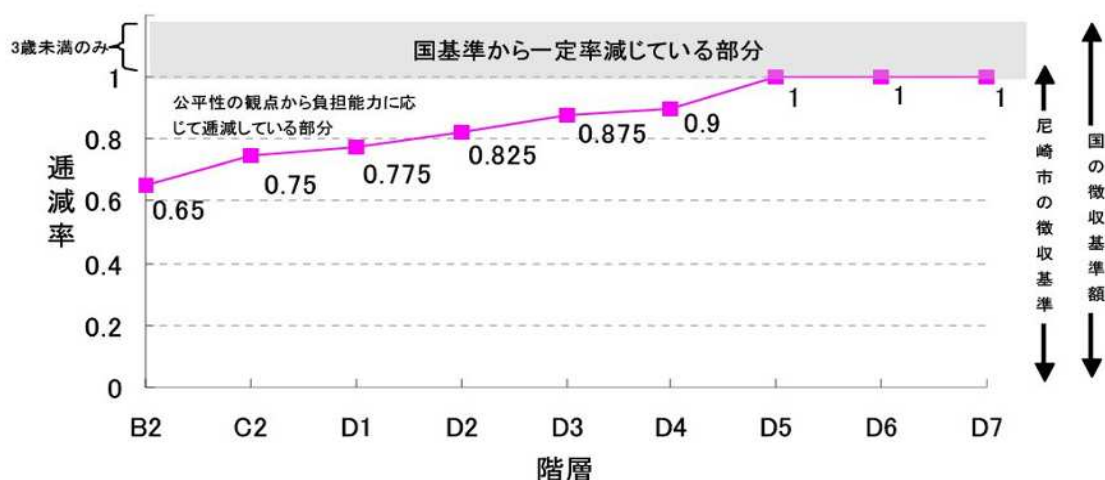
(1) 幼稚園保育料について

公立幼稚園の保育料については、これまで、阪神間各市との均衡を図りながら設定されており、平成21年度以降は月額9,516円(入園料含む。)で、所得等に応じて、半額減免、全額減免といった区分が設けられています。

また、私立幼稚園の保育料については、各園で独自に料金を設定されており、保護者の負担軽減を図るため、所得に応じて就園奨励補助金(年額62,200円から308,000円)が支給されており、実質、応能負担の保育料となっております。園によっては、給食費や持ち帰り用教材費等の実費徴収などが含まれております。

(2) 保育所保育料について

保育所保育料は、公立・私立とも同一で、国の基準を基に、各市町村が、地域の実情に合わせて設定することとされており、尼崎市では、3歳未満児について、国基準に9割を乗じた額を基本とし、さらに、低所得者への配慮を行うため、D4階層以下に対して、下位階層に向かって高い逓減率を設定し、子育て世帯の負担感を軽減しています。



また、3歳以上児について、B2階層及びC2階層は、3歳未満児と同様の逓減率を乗じて算出しています(B1階層及びC1階層は、国の通知に基づき算出)。D1階層～D4階層は、国基準の3歳未満児と3歳以上児との差額である2,700円()を減じて設定しています。なお、D5階層～D7階層については、保育単価限度額に達しているため、国基準の考え方にに基づき、保育単価限度額を設定しています。

国基準の3歳未満児と3歳以上児との差である3,000円に、3歳未満児に適用している9割を乗じた額。

このように、国基準を下回る水準を尼崎市が設定したことによる差額は、尼崎市が超過負担として、年間約3億5千万円を一般財源で賄っている状況です。

ア 利用料金に係る阪神間各市の状況等

尼崎市の保育所保育料体系では、D4とD5階層区分については、国基準と同じ階層区分としており、本市の他の階層区分と比較して区分幅が広く、所属世帯が多くなっています。阪神間各市の多くは、この階層区分についても、各市独自で細分化を行っています。

イ 保育単価限度について

尼崎市においては、3歳以上児のD5からD7階層区分までは、保育単価限度額を保育料の上限額とする国基準の考え方に従い、保育単価限度額を徴収しています。

今後、新制度が本格施行され、職員配置や職員給与の改善等の子ども・子育て支援の質の改善等により、保育単価限度額は、変更となる可能性があり、国の動向を注視する必要があります。

尼崎市新利用者負担の検討

1 国が示す新制度の利用者負担の考え方

「子ども・子育て関連3法」をはじめ、平成26年6月4日の自治体向け説明会の資料において、利用者負担のイメージ(以下「利用者負担国基準(案)」という。)が示されました。現時点で、国から示されている主な内容は、次のとおりです。

- (1) 子ども・子育て支援法において、新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める(応能負担)こととされており、現行の幼稚園、保育所の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。
- (2) 所得階層の区分を決定するに当たっては、市民税額を基に行うこととされています(保育所の利用者負担を決定する税額は、所得税額から市民税額への変更となります。)
- (3) 利用者負担国基準(案)は、次の表のとおりですが、国が定める水準は、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。

	教育標準時間認定(1号)	保育認定(2・3号)
国が定める水準	現行の幼稚園就園奨励補助金を考慮して、利用者が現在、負担している利用料で設定されている(全国の平均保育料から就園奨励補助金を控除したものの)。	現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定されている(現行の徴収金基準額表のとおり)。
所得階層区分	5階層 (現行の幼稚園就園奨励補助金の区分数と同じ)	8階層 (現行の徴収金基準額表のとおり)
保育標準時間と保育短時間	-	保育短時間は、保育標準時間の1.7%を基本に設定。

2 尼崎市新利用者負担の基本的な考え方

「子どもの笑顔が輝くまち 尼崎」を尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の基本理念に掲げる尼崎市にとって、子育て支援の充実は、大変重要な課題であると考えます。

この次世代育成支援対策推進行動計画に基づく様々な事業を実施するとともに、新制度における待機児童の解消などの積極的な事業展開は、子育て世帯が望むものです。

また、尼崎市新利用者負担を定めるに当たり、施設や事業を利用する子育て世帯からみれば、その利用額が低い方が良いという考え方は、理解できます。

一方、消費税率の改定、幼児期の学校教育、保育を取り巻く環境、尼崎市の財政状況等も考慮しつつ、安定的な幼児期の学校教育、保育の提供や様々な子育て支援施策を持続的に行うための財源の確保という視点も大きな課題であります。

今後、限られた財源の中で、新たに策定予定の「(仮称)尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を具体化していくための様々な事業展開や、現在の教育・保育の質を高める取組が求められています。

こうした中、消費税率の改定、幼児期の学校教育、保育を取り巻く環境、尼崎市の財政状況等も考慮しつつ、子ども・保護者・納税者のそれぞれの視点を鑑みながら検討した結果、尼崎市新利用者負担は、施設・事業の種別いかんに関わらず、一定の考え方に基づき、バランスに配慮して設定されるべきと考えております。

このため、審議会としては、できる限り利用者負担国基準(案)の考え方を踏まえつつ、次に掲げる考え方を基本に検討を行ったものです。

(1) 応能負担とします。

1号認定子どもの利用者負担は、新たな料金体系を設定することとされており、利用者負担国基準(案)が現行の利用者負担の実態を基本としていることから、尼崎市においても、利用者負担国基準(案)を踏まえて、応能負担の料金表を設定します。

また、保育短時間を除いて、2号・3号認定子どもの利用者負担は、現行の徴収金基準額が示されていることから、尼崎市においても、現行の水準を基本に設定します。

(2) 階層区分の税額を市民税額とします。

利用者負担国基準(案)が、市民税額に基づいた体系であることから、尼崎市においてもこの方式によらざるを得ないものと考えます。

(3) 保育標準時間・短時間の区分の料金を設定します。

利用者負担国基準(案)が、保育の利用時間に応じて、料金表を設定しています。このため、保育短時間の利用者は、保育標準時間の利用者と比べて、低い料金設定とすることは、合理的であることから、尼崎市においても、保育標準時間・短時間の区分の料金を設定します。

(4) 施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとの同一の料金表を適用します。

国が定める水準は、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされていることから、尼崎市においても、国の考え方を踏まえ、同一の料金表を適用します。

3 具体的な保育料体系について 料金表は別紙のとおり

A 1号認定子どもの保育料(幼稚園・認定こども園)について

(1) 公立幼稚園・私立幼稚園の利用者負担額について

国が定める水準は、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としており、現行の保育所保育料と同様に1号認定子どもについても公立・私立に関わらず、利用者の負担能力に応じた利用者負担額を適用することとします。

これまで、私立幼稚園の保育料は、保護者が、幼稚園保育料を支払った後に、所得に応じた就園奨励補助金の交付を受けていることで、結果として応能負担となっており、今後は、所得に応じた利用者負担額を直接、幼稚園に支払うこととなります。

また、保育所保育料では、すでに公私間格差のない応能負担で対応していることを踏まえ、公立幼稚園利用者においても、公立・私立も同じ所得階層区分であれば、同じ利用料金とします。

(2) 階層区分・保育料の設定について

新たに設定する1号認定子どもの料金表については、利用者負担国基準(案)において、保育料の基準が示されており、その額は、国が実際の全国の幼稚園保育料の平均値から就園奨励補助金を控除した実負担額(実態)であることから、尼崎市の1

号認定子どもの料金表の階層区分は、利用者負担国基準(案)の5階層に合わせる方向で検討を行いました。

審議会において、1号認定子どもの保育料の設定に当たり、検討例としては、

- (案1) 利用者負担国基準(案)どおりとする。
- (案2) 第5階層を市内の私立幼稚園の平均額とし、第1～第4階層は、所得階層区分に応じた就園奨励補助金相当額を控除する。
- (案3) 利用者負担国基準(案)に尼崎市保育所保育料(短時間保育 8H)(案)と同様の減額率を適用する。

の3案について、検討を行いました。(検討例の詳細は、別紙2のとおり)

案3においては、案1や案2と比べて、市の超過負担が最も大きくなるものの、利用者からすると、保育所保育料との整合性がとれ、就学前の子育て世帯間の利用料における公平性が、一定担保されると考えられることから、検討結果としては、案3を採用することにしました。

しかしながら、審議会としては、案3を採用するものの、次の3点について、審議を行いました。

1点目は、第4から第5階層区分までの間差額が、他の階層区分の間差額が4～5千円であるのに対して、9,400円と大きく、問題ではないかという点について、審議しました。

第4階層区分が保育短時間と同様の減額率を乗じたことから、第4階層区分の負担軽減が図られたものであること、第5階層区分については、保育短時間のD5階層区分以上に該当し、保育単価限度額の階層区分であることから、減額率が生じない階層区分であることが要因と考えます。こうしたことから、第4から第5階層区分の間差額が大きくなったものであり、第4から第5階層区分までの間差額が、他の階層区分と比べて大きいという事実は残りますが、第5階層区分については、保育短時間に合わせて、負担能力に見合った額であることから、案3のとおり、設定することにしました。

2点目は、第2階層区分の非課税世帯が、同様の所得階層区分である保育短時間の額を上回っている状況が見られ、これは、保育に比べ短い教育実施時間や低所得者への一定の配慮の視点からすると、好ましくない状態であることから、第2階層区分を市民税非課税世帯と市民税所得割非課税世帯に細分化する必要があるとの考え

に至りました。

3点目は、平成26年7月31日の子ども・子育て会議の資料において、利用者負担国基準(案)で、第2階層区分・第3階層区分の母子世帯等の軽減措置が追加で示されました。

こうしたことから、尼崎市新利用者負担においても、保育短時間の額との整合性を図り、第2階層区分・第3階層区分の母子世帯等の負担軽減策を講じる必要があるとの考えに至りました。

(3) 生活保護世帯、市民税非課税世帯の保育料について

第1階層区分(生活保護世帯)の保育料は、利用者負担国基準(案)では、無料とされていることから、尼崎市でも無料が適切と判断しました。

第2階層区分の市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯においても、応能負担の原則により、母子世帯等の一部を除いては、負担されるべきものと考えています。

B 2号・3号認定子どもの保育料(保育所・認定こども園・地域型保育事業)について

(1) 階層区分・保育料の設定について

階層区分の根拠となる税額については、利用者負担国基準(案)どおり、所得税額から市民税額を基準とすることに変更することが適切と判断しました。

2・3号認定子どもの料金表については、現行制度の水準を維持するという観点から、利用者負担国基準(案)に変更がないため、現行の階層区分及び各階層の保育料を維持することを基本とします。

しかしながら、現在、保育所保育料については、ほとんどの自治体が国基準より、独自で階層区分を細分化し、低い保育料を設定しているという状況があります。

尼崎市の現行保育料においても、所得の低い階層に対して細分化を行い、多額の超過負担を一般財源で負担していますが、阪神間各市のほとんどが、尼崎市のD4とD5階層区分においても細分化を行っています。

地方自治体の財政力によって利用者負担が左右されるという状況は、国の制度の大きな問題ではないかとの見解や、1号認定子どもの保育料における尼崎市の新た

な超過負担の発生など、今後、尼崎市の財政状況への恒常的な影響も踏まえる必要がありますが、子育て世帯への経済的な負担感の軽減等の観点から、現状の尼崎市保育所保育料の課題としてD4階層及びD5階層の各階層区分における市民税所得割課税額の幅が広すぎるのではないかと考えます。

審議会では、新制度の利用者負担の構築を優先して審議してきましたが、最終答申を行うに当たり、別紙3の検討例について、検討を行い、改めて、D4階層及びD5階層の各階層区分の細分化を行うことによる尼崎市の財政状況に与える影響や利用者の負担感等を総合的に検討した結果、D4階層及びD5階層の各階層区分の細分化を行う必要があるとの考えに至りました。

	2号(保育所・認定こども園)	3号(保育所・地域型保育事業)
階層区分	11階層(1階層追加)	14階層(2階層追加)

(2) 年齢別保育料について

利用者負担国基準(案)において、3歳未満児と3歳以上児の2区分とされていることから、尼崎市でも2区分と考えます。

(3) 生活保護世帯、市民税非課税世帯の保育料について

A階層区分(生活保護世帯)の保育料は、利用者負担国基準(案)では、無料とされていることから、尼崎市でも無料が適切と判断しました。

B階層区分の市民税非課税世帯については、仮に在宅で保育する場合には、食糧費等の一般生活費の負担は、生じることから、給食費等の一般生活費程度は、保育料として負担されるべきと考えています。

しかしながら、平成26年7月31日の子ども・子育て会議の資料において、利用者負担国基準(案)で、母子世帯等の軽減措置が追加で示されました。

こうしたことから、尼崎市新利用者負担においても、現行どおり、第2階層区分・第3階層区分の母子世帯等の負担軽減策を講じる必要があるとの考えに至りました。

(4) 保育標準時間と保育短時間の利用者負担額について

利用者負担国基準(案)において、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額が示されていることから、国の保育標準時間の利用者負担額に対する保育短時間の利用者負担額と同じ比率を減じた額を保育短時間の利用者負担額として設定するのが適切と考えます。

(5) 地域型保育事業の利用者負担額について

審議会では、地域型保育事業について、個別の料金表を設定すべきかどうかについての議論を行いました。

国が設定する公定価格、いわゆる施設・事業者が運営される費用の仕組みでは、国が定める利用者負担の水準は、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。

このため、尼崎市における新たに設定する地域型保育事業の保育料については、保育所保育料と同様に応能負担の適用や、低所得者への一定の配慮も等しくなされている国の考え方を踏襲し、保育所保育料と同一の料金表を適用することが望ましいとの考えに至りました。

4 経過措置について

今後、国の動向等を踏まえ、経過措置を検討する必要があると考えます。

1号、2号及び3号認定子どもの保育料について、新制度への移行に伴い、在園児の現行の保育料が著しく増加する世帯等に対しては、一定の経過措置を講じることを望みます。

5 その他について

国から示されている利用者負担国基準(案)は、正式には、国における平成27年度の予算編成を経て確定されるものです。

しかしながら、今回の尼崎市新利用者負担は、新規の対象施設となる施設や事業もあることや、利用者への説明を行う期間が必要であることから、現時点の情報を基に最終答申を行いました。

また、尼崎市においては、できる限り、市民に理解してもらえよう、分かりやすい資料を作成し、早期に周知を図るとともに、説明会等で丁寧に説明されることを望みます。

おわりに

審議会では、施設・事業の利用者にとって、利用者負担額は、利用の選択に当たって、大きな判断材料になるため、関心が高く、平成27年度の幼稚園・保育所等の利用の申し込みが、あと数ヶ月で開始されることを見据え、非常に短期間の中で、集中的に回数を重ね、審議をしまいいりました。

中でも、消費税が増税されることによって、国基準の利用者負担額の軽減が示されることも予測しておりましたが、利用者負担国基準(案)では、2号・3号認定子どもの保育料は、現行と変化がなく、1号認定子どもについても、利用者負担の実態を踏まえた設定とされているため、利用者負担全体を抜本的に見直すような状況ではありませんでした。

こうしたことから、1号認定子どもについて、複数案の審議を重ねてきましたが、1号、2号及び3号認定子どものそれぞれの利用者負担のバランスに配慮し、円滑な新制度の開始という観点から意見集約を図りました。

尼崎市は、これまで保育所保育料においても、多額の超過負担を一般財源で負担しております。

加えて、新制度では、1号認定子どもの保育料における新たな尼崎市の超過負担が恒常的な経費として見込まれます。

そうした状況も踏まえて、尼崎市は、安定的な幼児期の学校教育・保育の提供が行われるよう、それぞれの施設・事業の種別いかんに関わらず、一定の考え方に基づき、バランスに配慮して、尼崎市新利用者負担を設定していただきたいと考えております。

なお、尼崎市新利用者負担を適用するに当たっては、負担に配慮した緩和策が必要であり、適切な対応を望みます。

また、審議会では、市民の10月以降の利用手続ができるだけ円滑に行われるよう利用者負担国基準(案)の段階で、最終答申を行います。こうしたことから、尼崎市は、現在、国において議論されている5歳児の保育料の段階的な無償化の動向も見据えつつ、子ども・子育て関連3法の施行後、一定期間、新制度の実施状況や尼崎市の財政状況等を見ながら、必要があると認める時は、利用者負担について、改めて見直しをされることを望みます。

さらに、より一層の幼児期の学校教育、保育の提供、適切な情報提供及び質的向上という課題解決に努めるとともに、今後、より増大、多様化が見込まれる市民ニーズに柔軟に対応していくことを期待します。

以上

教育標準時間認定を受けた子ども(1号)の利用者負担のイメージ(月額)

【国の現行】

料金体系なし



【国の新制度】

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

～：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
ただし、給付単価を限度とする。
幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

【尼崎市の現行】

市立幼稚園

9,516円(入園料含む。)

私立幼稚園

各園独自に設定。

市内24園の幼稚園保育料の平均額は昨年度の調査の結果、約23,800円(入園料含む。)



【尼崎市の新制度(案)】

階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
-1市民税非課税世帯(市民税所得割非課税世帯含む)(母子等)	0円
-2市民税非課税世帯(その他)	2,200円
-3市民税所得割非課税世帯(その他)	6,900円
-1市民税所得割課税額77,100円以下(母子等)	10,400円
-2市民税所得割課税額77,100円以下(その他)	11,400円
市民税所得割課税額211,200円以下	16,100円
市民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

母子等については、国の軽減措置(案)に基づき、設定

保育認定を受けた子ども(満3歳以上)(2号)の利用者負担のイメージ(月額)

【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	-	0円
②市町村民税非課税世帯	~260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	~470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	~640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	~930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	~1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円~	101,000円

【国の新制度】

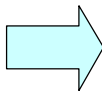
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円



~ 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額(次頁参照)を適用する。
 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ただし、給付単価を限度とする。

【尼崎市の現行】

市階層区分		利用者負担	
A	生活保護世帯	0円	
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0円	
B2	市民税非課税世帯(その他)	3,900円	
C1	市民税課税世帯(所得税非課税世帯)(母子等)	11,400円	
C2	市民税課税世帯(所得税非課税世帯)(その他)	12,400円	
D1	所得税課税額	14,000円未満	18,300円
D2		14,000円 27,000円未満	19,600円
D3		27,000円 40,000円未満	21,000円
D4		40,000円 103,000円未満	33,400円
D5		103,000円 413,000円未満	42,000円
D6		413,000円 734,000円未満	42,000円
D7		734,000円以上	42,000円



【尼崎市の新制度(案)】

市(案)			
階層区分	利用者負担		
	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0円	0円
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0円	0円
B2	市民税非課税世帯(その他)	3,900円	3,900円
C1	市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	11,400円	11,300円
C2	市民税所得割課税額48,600円未満(その他)	12,400円	12,300円
D1	市民税所得割課税額64,700円未満	18,300円	18,100円
D2	市民税所得割課税額80,800円未満	19,600円	19,400円
D3	市民税所得割課税額97,000円未満	21,000円	20,700円
新D4	市民税所得割課税額133,000円未満	31,600円	31,200円
D4	市民税所得割課税額169,000円未満	33,400円	33,000円
D5	市民税所得割課税額301,000円未満	42,000円	41,400円
D6	市民税所得割課税額397,000円未満	42,000円	41,400円
D7	市民税所得割課税額397,000円以上	42,000円	41,400円

母子等については、国の軽減措置(案)に基づき、設定

保育認定を受けた子ども(満3歳未満)(3号)の利用者負担のイメージ(月額)

【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	-	0円
②市町村民税非課税世帯	~260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	~470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	~640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	~930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	~1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円~	104,000円

【国の新制度】

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円



~ : 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ただし、給付単価を限度とする。

【尼崎市の現行】

市階層区分		利用者負担
A	生活保護世帯	0円
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0円
B2	市民税非課税世帯(その他)	5,300円
C1	市民税課税世帯(所得税非課税世帯)(母子等)	12,200円
C2	市民税課税世帯(所得税非課税世帯)(その他)	13,200円
D1	所得税課税額	14,000円未満
D2		14,000円 27,000円未満
D3		27,000円 40,000円未満
D4		40,000円 103,000円未満
D5		103,000円 413,000円未満
D6		413,000円 734,000円未満
D7		734,000円以上



【尼崎市の新制度(案)】

市(案)			
階層区分	利用者負担		
	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0円	0円
B1	市民税非課税世帯(母子等)	0円	0円
B2	市民税非課税世帯(その他)	5,300円	5,300円
C1	市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	12,200円	12,100円
C2	市民税所得割課税額48,600円未満(その他)	13,200円	13,100円
D1	市民税所得割課税額64,700円未満	21,000円	20,800円
D2	市民税所得割課税額80,800円未満	22,300円	22,100円
D3	市民税所得割課税額97,000円未満	23,700円	23,400円
新D4	市民税所得割課税額133,000円未満	34,300円	33,900円
D4	市民税所得割課税額169,000円未満	36,100円	35,700円
新D5	市民税所得割課税額235,000円未満	52,200円	51,500円
D5	市民税所得割課税額301,000円未満	54,900円	54,100円
D6	市民税所得割課税額397,000円未満	72,000円	71,000円
D7	市民税所得割課税額397,000円以上	93,600円	92,200円

母子等については、国の軽減措置(案)に基づき、設定

1号認定子ども（満3歳以上 教育標準時間認定）

国（案）		市（案）	
階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	-1市民税非課税世帯(市民税所得割非課税世帯含む)(母子等)	0円
		-2市民税非課税世帯(その他)	2,200円
		-3市民税所得割非課税世帯(その他)	6,900円
市民税所得割課税額77,100円以下	16,100円	-1市民税所得割課税額77,100円以下(母子等)	10,400円
		-2市民税所得割課税額77,100円以下(その他)	11,400円
市民税所得割課税額211,200円以下	20,500円	市民税所得割課税額211,200円以下	16,100円
市民税所得割課税額211,201円以上	25,700円	市民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

2号認定子ども（満3歳以上 保育標準時間・保育短時間認定）

国（案）			市（案）		
階層区分	利用者負担		階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	A 生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	6,000円	6,000円	B1 市民税非課税世帯(母子等)	0円	0円
			B2 市民税非課税世帯(その他)	3,900円	3,900円
			C1 市民税所得割課税額48,600円未満(母子等)	11,400円	11,300円
市民税所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円	C2 市民税所得割課税額48,600円未満(その他)	12,400円	12,300円
			D1 市民税所得割課税額64,700円未満	18,300円	18,100円
市民税所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円	D2 市民税所得割課税額80,800円未満	19,600円	19,400円
			D3 市民税所得割課税額97,000円未満	21,000円	20,700円
			新D4 市民税所得割課税額133,000円未満	31,600円	31,200円
市民税所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円	D4 市民税所得割課税額169,000円未満	33,400円	33,000円
市民税所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円	D5 市民税所得割課税額301,000円未満	42,000円	41,400円
市民税所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円	D6 市民税所得割課税額397,000円未満	42,000円	41,400円
市民税所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円	D7 市民税所得割課税額397,000円以上	42,000円	41,400円

～：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ただし、給付単価を限度とする。
 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる
 母子等については、国の軽減措置(案)に基づき、設定

～：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額(次頁参照)を適用する。
 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ただし、給付単価を限度とする。
 母子等については、国の軽減措置(案)に基づき、設定

3号認定子ども（満3歳未満 保育標準時間・保育短時間認定）

国（案）			市(案)		
階層区分	利用者負担		階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	A	生活保護世帯	0円 0円
市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	B1	市民税非課税世帯 (母子等)	0円 0円
			B2	市民税非課税世帯 (その他)	5,300円 5,300円
市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	C1	市民税所得割課税額 48,600円未満(母子等)	12,200円 12,100円
			C2	市民税所得割課税額 48,600円未満(その他)	13,200円 13,100円
市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	21,000円 20,800円
			D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	22,300円 22,100円
			D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	23,700円 23,400円
市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	新 D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	34,300円 33,900円
			D4	市民税所得割課税額 169,000円未満	36,100円 35,700円
市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	新 D5	市民税所得割課税額 235,000円未満	52,200円 51,500円
			D5	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,900円 54,100円
市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	D6	市民税所得割課税額 397,000円未満	72,000円 71,000円
市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	D7	市民税所得割課税額 397,000円以上	93,600円 92,200円

～：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ただし、給付単価を限度とする。
 母子等については、国の軽減措置(案)に基づき、設定

【幼稚園保育料と市の負担額】(見込)

① 国基準どおりとした場合

(単位:円/月)

階層	推定年収	公立				私立				総額
		分布率 (※1)	現行基準 (※2)	尼崎新基準	市負担額	分布率 (※1)	国基準	尼崎新基準	市負担額	市負担額(月額)
①生活保護世帯	—	2.6%	416	0	12,562	0.4%	0	0	0	12,562
②市民税非課税世帯(所得割額非課税世帯含む)	~270万円	21.1%	416	9,100	-2,124,932	14.8%	9,100	9,100	0	-2,124,932
③市民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	43.7%	4,966	16,100	-5,645,957	32.2%	16,100	16,100	0	-5,645,957
④市民税所得割課税額211,200円以下	~680万円	29.2%	9,516	20,500	-3,728,511	40.0%	20,500	20,500	0	-3,728,511
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	680万円~	3.4%	9,516	25,700	-640,364	12.6%	25,700	25,700	0	-640,364
		100.0%			-12,127,202	100.0%			0	-12,127,202

※1・・・分布率はH25年度時点の調査実績

※2・・・現行の市立幼稚園保育料(9,100円、4,550円(半額免除)、0円(全額免除))に入園料(416円=10,000円÷24月)を加算

年額 **-145,526,425**

② 5階層目を市内私立幼稚園保育料の平均額とした場合

(単位:円)

階層	推定年収	公立				私立				総額
		分布率	現行基準	尼崎新基準	市負担額	分布率	国基準	尼崎新基準	市負担額	市負担額(月額)
①生活保護世帯	—	2.6%	416	0	12,562	0.4%	0	0	0	12,562
②市民税非課税世帯(所得割額非課税世帯含む)	~270万円	21.1%	416	7,200	-1,660,011	14.8%	9,100	7,200	1,410,082	-249,930
③市民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	43.7%	4,966	14,200	-4,682,483	32.2%	16,100	14,200	3,077,900	-1,604,582
④市民税所得割課税額211,200円以下	~680万円	29.2%	9,516	18,600	-3,083,558	40.0%	20,500	18,600	3,815,625	732,068
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	680万円~	3.4%	9,516	23,800	-565,185	12.6%	25,700	23,800	1,202,772	637,587
		100.0%			-9,978,675	100.0%			9,506,379	-472,296

年額 **-5,667,553**

③ 国基準に尼崎市保育所保育料(短時間保育8H)(案)と同率の減額率を適用した場合

(単位:円/月)

階層	推定年収	公立				私立				総額
		分布率	現行基準	尼崎新基準 (※3)	市負担額	分布率	国基準	尼崎新基準 (※3)	市負担額	市負担額(月額)
①生活保護世帯	—	2.6%	416	0	12,562	0.4%	0	0	0	12,562
②市民税非課税世帯(所得割額非課税世帯含む)	~270万円	21.1%	416	6,400	-1,464,255	14.8%	9,100	6,400	2,003,800	539,545
③市民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	43.7%	4,966	11,400	-3,262,627	32.2%	16,100	11,400	7,613,754	4,351,127
④市民税所得割課税額211,200円以下	~680万円	29.2%	9,516	16,300	-2,302,824	40.0%	20,500	16,300	8,434,540	6,131,716
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	680万円~	3.4%	9,516	25,700	-640,364	12.6%	25,700	25,700	0	-640,364
		100.0%			-7,657,508	100.0%			18,052,094	10,394,586

※3・・・国基準に保育所保育料短時間(案)の階層ごとの対国平均減額率を基に算出

(①=保育A階層、②=保育B・C階層、③=保育D1・D2階層、④=保育D3・D4階層の各平均減額率を基に算出、⑤=上限額)

年額 **124,735,030**

新たな国基準における保育料体系の超過負担額算出表 D4・D5階層細分化

区分				3歳未満児					3歳以上児					
				保育料(円)			児童数 (1)	超過負担 総額(年額)	保育料(円)			児童数 (1)	超過負担 総額(年額)	
国基準	市現行	市(案)	国基準	市基準	差額	国基準			市基準	差額				
第1階層	A	A	生活保護法による被保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	31	0	0	0	0	87	0	
第2階層	B1	B1	市民税非課税世帯(母子等)	0	0	0	166	0	0	0	0	402	0	
	B2	B2	市民税非課税世帯(その他)	9,000	5,300	3,700	2281	12,476,400	6,000	3,900	2,100	2296	7,459,200	
第3階層	C1	C1	市民税課税世帯(母子等)	18,500	12,200	6,300	1	75,600	15,500	11,400	4,100	9	442,800	
	C2	C2	市民税課税世帯(その他)	19,500	13,200	6,300	329	2,192,400	16,500	12,400	4,100	333	1,623,600	
第4階層	D1	D1	33,000円未満		21,000	9,000	142	15,336,000		18,300	8,700	165	17,226,000	
	D2	D2	33,000円 65,000円未満	30,000	22,300	7,700	324	29,937,600	27,000	19,600	7,400	335	29,748,000	
	D3	D3	65,000円 97,000円未満		23,700	6,300	373	28,198,800		21,000	6,000	364	26,208,000	
第5階層	D4	新D4	97,000円 133,000円未満	44,500	34,300	10,200	367	44,920,800	41,500	31,600	9,900	378	44,906,400	
		D4	133,000円 169,000円未満	44,500	36,100	8,400	295	29,736,000	41,500	33,400	8,100	285	27,702,000	
第6階層	D5	新D5	169,000円 235,000円未満	61,000	52,200	8,800	336	35,481,600	58,000	42,000		672	0	
		D5	235,000円 301,000円未満	61,000	54,900	6,100	177	12,956,400						
第7階層	D6	D6	301,000円 397,000円未満	80,000	72,000	8,000	93	8,928,000	77,000	42,000		189	0	
第8階層	D7	D7	397,000円以上	104,000	93,600	10,400	46	5,740,800	101,000	42,000		107	0	
								225,980,400						155,316,000

- 1 平成26年5月1日現在
- 2 第2階層に属する児童数のうち、B1階層とC1階層、生活保護世帯を除いた全ての児童数
- 3 第3階層に属する児童数のうち、B1階層C1階層、生活保護世帯を除いた全ての児童数
- 4 多子軽減及びひょうご多子世帯保育料軽減事業による補助金は考慮せず
- 5 「未申告世帯・転入世帯」及び「均等割課税や所得割非課税、所得税課税世帯」を含まず算出
- 6 階層区分は所得税額から市民税所得割額に変更

超過負担総額	381,296,400
--------	-------------



尼子育第400号

尼教幼第10001号

平成25年4月23日

諮 問 書

尼崎市子ども・子育て審議会会長 様

尼崎市長 稲村 和美



尼崎市教育委員会

委員長 濱田 英世



子ども・子育て支援新制度について(諮問)

急速な少子化の進行や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質・量がともに不十分といった様々な課題に対応するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立いたしました。

市町村は、この子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度の実施主体としての役割を担い、現時点で予定されている平成27年4月の本格施行に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめとする様々な準備を進めることが求められております。

こうしたことから、本市の子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、次の項目について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、尼崎市子ども・子育て審議会に対し、諮問いたします。

- 1 尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 尼崎市の就学前の子どもの教育・保育のあり方について
- 3 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について
- 4 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担について

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会委員名簿

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者（児童福祉専攻）	加井 ヨコ 勝木 洋子	神戸親和女子大学発達教育学部 児童教育学科教授	
2	学識経験者（児童福祉専攻）	コガキ ヒロコ 小崎 恭弘	大阪教育大学教育学部准教授	
3	学識経験者（児童福祉専攻）	サハラ ジュン 才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授	
4	学識経験者（教育専攻）	殊ガリ コウジ 瀧川 光治	大阪総合保育大学児童保育学部准教授	
5	学識経験者（児童福祉専攻）	オハタ タミ 田邊 泰美	園田学園女子大学短期大学部 幼児教育学科教授	
6	学識経験者（教育専攻）	ニシカ マサキ 西川 正晃	大垣女子短期大学幼児教育科教授	
7	特別委員（学識経験者）	セガキ ヨシカ 関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授	
8	特別委員（学識経験者）	ハシモト コウイチ 橋本 好市	神戸常盤大学教育学部教授	
9	特別委員（学識経験者）	ハシモト マチ 橋本 真紀	関西学院大学教育学部教授	
10	児童福祉又は学校教育の関係者 （小学校長）	ウメノ ユキ 梅林 栄作	尼崎市立小学校長会生徒指導担当	
11	児童福祉又は学校教育の関係者 （主任児童委員）	オガハラ ヤヨイ 小笠原 弥生	尼崎市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会地区代表	平成26年1月 5日まで
12	児童福祉又は学校教育の関係者 （主任児童委員）	マムラ マユミ 松村 まゆみ	尼崎市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会地区代表	平成26年1月 6日から
13	児童福祉又は学校教育の関係者 （西宮こども家庭センター）	カハラ トシロウ 柏原 俊朗	兵庫県西宮こども家庭センター所長	平成26年4月 30日まで
14	児童福祉又は学校教育の関係者 （西宮こども家庭センター）	キノタ ヒロアキ 木下 浩昭	兵庫県西宮こども家庭センター所長	平成26年4月 30日から
15	児童福祉又は学校教育の関係者 （社会福祉協議会）	コベ リュウ 小谷 典子	尼崎市社会福祉協議会理事	
16	児童福祉又は学校教育の関係者 （医師会）	スギハラ カズコ 杉原 加寿子	尼崎市医師会理事	
17	児童福祉又は学校教育の関係者 （中学校長）	ヒシダテ ヒロオ 橋立 治男	尼崎市立中学校長会 副会長	平成26年4月 30日まで
18	児童福祉又は学校教育の関係者 （中学校長）	トクダ タカツグ 徳田 尊嗣	尼崎市立中学校長会 生徒指導担当	平成26年4月 30日から
19	児童福祉又は学校教育の関係者 （私立幼稚園代表）	ハナ ヒロシ 濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会副会長	
20	児童福祉又は学校教育の関係者 （私立保育園代表）	ミヤギ ヒロコ 宮崎 敬子	尼崎法人保育園会会長	
21	児童福祉又は学校教育の関係者 （PTA連合会）	ムラカミ ケンジ 村上 憲司	尼崎市PTA連合会会長	
22	子ども及びその保護者を支援する団体の 代表者（子ども会代表）	サイトウ マサキ 齋藤 雅之	尼崎市子ども会連絡協議会会長	平成26年4月 30日まで
23	子ども及びその保護者を支援する団体の 代表者（子ども会代表）	ヤマダ ミル 山田 実	尼崎市子ども会連絡協議会会長	平成26年4月 30日から
24	子ども及びその保護者を支援する団体の 代表者（子育てサークル実行委員会）	エヒト トシ 森本 由紀	尼崎市子育てサークル 実行委員会会長	
25	事業主又は労働者の代表者 （尼崎労働者福祉協議会）	カノ マサミ 川野 昌文	尼崎労働者福祉協議会事務局長	
26	事業主又は労働者の代表者 （尼崎経営者協会）	アズイ カツキ 藤井 克祐	尼崎経営者協会専務理事	
27	市議会議員	ハタ ヒロシ 波多 正文		平成25年6月 26日まで
32	市議会議員	ヒロカ ヒロコ 弘中 信正		平成26年8月 4日まで
28	市議会議員	フクナ サト 福島 さとり		平成25年6月 26日まで
29	市議会議員	マサキ イコ 真崎 一子		平成25年6月 26日まで
32	市議会議員	アサキ ヒロコ 荒木 伸子		平成26年8月 6日から
30	市議会議員	カガキ トミ 川崎 敏美		平成25年8月 1日から
31	市議会議員	スギヤマ トシヨシ 杉山 公克		平成25年8月 1日から
33	市民の代表者	オウエ ヒロコ 尾ノ上 直子	小学校通学児童の保護者	
34	市民の代表者	キダ ヒロコ 木田 智子	在宅就学前児童の保護者	
35	市民の代表者	スズキ ユリコ 鈴木 ゆり子	保育所通所児童の保護者	
36	市民の代表者	マサキ ヒロコ 松崎 智子	幼稚園通園児童の保護者	

利用者負担検討部会委員名簿

	選出区分	氏名	所属等
1	特別委員（学識経験者）	橋本 好市 <small>ハンモト コウイチ</small>	神戸常盤大学教育学部教授
2	学識経験者（教育専攻）	○ 西川 正晃 <small>ニシカワ マサアキ</small>	大垣女子短期大学幼児教育学科教授
3	特別委員（学識経験者）	関川 芳孝 <small>セキガワ ヨシタカ</small>	大阪府立大学人間社会学部教授
4	市民の代表者	木田 智子 <small>キダ トモコ</small>	在宅就学前児童の保護者
5	市民の代表者	鈴木 ゆり子 <small>スズキ ユリコ</small>	保育所通所児童の保護者
6	市民の代表者	松崎 智子 <small>マツザキ サトコ</small>	幼稚園通園児童の保護者

： 部会長

○： 副部会長

尼崎市子ども・子育て審議会、同審議会利用者負担検討部会における審議経過

会議体名		開催日	主な内容等
子ども・子育て審議会	第1回	平成25年4月23日	(1)会長及び副会長の選出等について (2)諮問について (3)部会の設置について (4)その他
	第2回	平成25年6月4日	(1)部会の委員構成等について (2)今後のスケジュール案について (3)本市の現状等について (4)その他
	第3回	平成25年11月26日	(1)国の子ども・子育て会議について(報告) (2)尼崎市子ども・子育て審議会の各部会における調査審議内容について(報告) (3)今後のスケジュールについて (4)待機児童対策プログラムについて(報告) (5)その他
	第5回	平成26年4月30日	(1)子ども・子育て支援新制度の作業スケジュールについて (2)子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の各種施設等の認可基準及び給付の対象施設等としての確認基準のあり方について(最終答申案) (3)事業計画における教育・保育提供区域の設定及び量の見込みの算出について (4)尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)について (5)その他
	第6回	平成26年7月3日	(1)子ども・子育て支援新制度にかかる利用者負担について(中間答申案) (2)各種基準に係る条例について (3)その他
	第7回	平成26年8月6日	(1)国の子ども・子育て会議の資料について (2)子ども・子育て支援新制度にかかる利用者負担について(最終答申案) (3)子ども・子育て支援新制度に係る事業者説明会について(報告) (4)その他
	利用者負担検討部会	第1回	平成25年8月29日
第2回		平成25年10月28日	(1)新制度の選択肢について (2)国の第6回子ども・子育て会議基準検討部会の審議内容等について (3)保育所運営費について (4)幼稚園、保育所の公費負担と保護者負担の状況について (5)幼稚園保育料、保育所保育料について (6)尼崎市における保育所保育料体系の改定経緯について (7)幼稚園、保育所の補助事業について (8)その他

会議体名		開催日	主な内容等
利用者負担検討部会	第3回	平成26年2月3日	(1) 尼崎市の財政状況 (2) 国の子ども・子育て会議の進捗状況 (3) 保育所保育料・幼稚園保育料 (4) その他
	第4回	平成26年5月22日	(1) 国の子ども・子育て会議の進捗状況について (2) 利用者負担についての市民意向調査募集結果について (3) 児童育成料について (4) その他
	第5回	平成26年6月18日	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について (2) その他
	第6回	平成26年6月26日	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について (2) その他
	第7回	平成26年7月1日	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について (2) その他
	第8回	平成26年7月30日	(1) 市民説明会での意見及び市民意見公募手続の意見集約状況について (2) 最終答申案について 1号認定子どもの母子世帯等の利用者負担の軽減について 2号・3号認定子どものD4・D5階層について (3) その他